

袋井市 不妊治療費助成制度のご案内

袋井市では、少子化対策の一環として、不妊治療を受けるご夫婦の経済的負担を軽減するため、保険適用されない治療費の一部を助成します。

1 一般不妊治療（人工授精）費助成について

※平成26年4月1日以降に開始する治療から対象となります。

対象者

- ・法律上婚姻している夫婦
- ・医療機関において不妊症と診断され、人工授精を行っている夫婦
- ・妻の年齢が40歳未満である。（治療開始時の年齢）
- ・夫婦どちらか一方が袋井市に住所があり、夫と妻の合計所得額が730万円未満である夫婦
- ・夫婦及び夫婦と生計を一にする世帯の人が、市税等を滞納していないこと

給付の内容

助成金額：治療費の7割の額

（1回の妊娠につき、助成期間内で最大6万3千円）

助成期間：2年間

※県内他市町で助成を受けている場合、その額も通算します。

申請に必要な書類

- ・不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・不妊治療受診等証明書（様式第3号）
 - ・夫婦の戸籍謄本（証明日から3か月以内のもの）
（外国人の方は住民票の写し又は公の機関が発行した書類）
 - ・夫と妻の所得（課税）証明書（下記の①②に該当する方）
 - ①1月～5月申請する場合は、前年の1月1日に袋井市に住民登録のなかった方
 - ②6月～12月申請する場合は、その年の1月1日に袋井市に住民登録のなかった方
 - ・夫婦の医療保険被保険者証
 - ・領収書の原本（原本は返却します。）
 - ・請求書（様式第5号）
 - ・認め印（持参）
 - ・振り込み先の確認できる預金通帳等（申請者名義のもの）
 - ・県内他市町で助成を受けている場合は、その補助金交付決定通知書
- ※各様式は市ホームページからダウンロードできます。



申請期限

治療が終了した日の属する年度の末日までに、その年度内に行った治療分をまとめて申請してください。

ただし、治療終了日が1月から3月の場合は、治療終了日から90日以内。

～申請・お問い合わせ先は、裏面をご覧ください～

2 特定不妊治療（体外受精、顕微授精）費助成について

※平成26年4月1日から、内容が一部変わります。 ☆変更箇所…下線部

対象者

- ・法律上婚姻している夫婦
 - ・県知事が指定した医療機関において不妊症と診断され、特定不妊治療を行っている夫婦
 - ・夫婦どちらか一方が袋井市に住所があり、夫と妻の合計所得額が730万円未満である夫婦
 - ・夫婦及び夫婦と生計を一にする世帯の人が、市税等を滞納していないこと
- ※県の助成を受けてから、市の助成制度の申請をしてください。

給付の内容

- 助成金額：1回10万円（採卵を伴わない凍結胚移植及び採卵したが卵が得られない等のため中止した
ものについては、1回5万円）
- 助成回数：1年度当たり2回を限度、通算5年間（年度は連続する必要なし）
※平成26年4月1日以降、初めて助成を受ける40歳未満（※1）の方は、通算6回
を限度とし、1年度当たりの助成回数の制限はなくなります。
※平成28年4月1日から、43歳以上（※1）の方は、助成対象外となり、40
歳以上43歳未満（※1）の方は、通算3回までとなります。
（※1）…年齢は治療開始時の妻の年齢

申請に必要な書類

- ・不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）
 - ・特定不妊治療受診等証明書（様式第2号）（静岡県に申請をする場合は、その写しでも可）
 - ・夫婦の戸籍謄本（証明日から3か月以内のもの）
（外国人の方は住民票の写し又は公の機関が発行した書類）
 - ・夫と妻の所得（課税）証明書（①②に該当する方）
①1月～5月に申請する場合は、前年の1月1日に袋井市に住民登録のなかった方
②6月～12月に申請する場合は、その年の1月1日に袋井市に住民登録のなかった方
 - ・夫婦の医療保険被保険者証
 - ・静岡県発行の補助金交付決定通知書
 - ・領収書の原本（原本は返却します）
 - ・請求書（様式第5号）
 - ・認め印（持参）
 - ・振り込み先の確認できる預金通帳等（申請者名義のもの）
- ※各様式は市ホームページからダウンロードできます。

申請期限

- 特定不妊治療が終了した日の属する年度の末日。
ただし、治療終了日が1月から3月の場合は、治療終了日から90日以内。
※平成25年度に治療が終了した方は、治療終了日から起算して1年以内。

☆申請・お問合わせ先☆

健康づくり政策課健康支援2係 TEL.23-9222
袋井市浅名1028（浅羽保健センター）
健康づくり政策課健康支援1係 TEL.42-7275
袋井市高尾754-1（袋井保健センター）

